



# 島根県報

平成26年12月26日（金）

号外 第 172 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等（健康推進課） 2  
に関する規則の一部を改正する規則

**公布された条例等のあらまし**

◇療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

(規則第91号)

**1 規則の概要**

- (1) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整理
- (2) その他規定の整理

**2 施行期日**

平成27年1月1日から施行することとした。

**規****則**

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第91号**

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則

第1条中「及び第5項」及び「又は支払命令」を削り、「費用の徴収等」を「費用の徴収」に改める。

第2条の見出しを「（費用の徴収）」に改め、同条第2項を削る。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条第4項を削る。

第5条第2項を削る。

第6条を削る。

第7条の見出し中「等」を削り、同条中「又は自己負担額」を削り、「負担させる」を「徴収する」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「費用の徴収等」を「費用の徴収」に改め、同条を第7条とする。

別表第1を削る。

別表第2 A階層の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改め、同表備考1中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表備考4中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表を別表とする。

別表第3を削る。

様式第1号添付書類2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

---

様式第3号及び様式第4号を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に対するこの規則による改正前の療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則第2条第2項の規定による支払命令については、なお従前の例による。